

2019年度名桜大学「大学院（国際文化研究科修士課程）」奨学生募集要項

2019年度「名桜大学大学院（国際文化研究科修士課程）奨学生」を募集します。本奨学金は、名桜大学大学院国際文化研究科に在学する正規学生のうち、学業、人物ともに優秀な学生に対し、奨学金を給付することによって勉学を奨励することを目的としています。

1 奨学生の種類、給付年額及び採用予定数

- (1) 国際文化研究科修士課程一般奨学金 : 24万円(年額)・・・1人
- (2) 国際文化研究科修士課程留学生奨学金 : 24万円(年額)・・・1人

2 奨学生の対象

- (1) 国際文化研究科修士課程一般奨学生
学業・人物ともに優秀であり、かつ経済的理由により修学が困難であると認められる者
- (2) 国際文化研究科修士課程留学生奨学生
留学生のうち学業・人物ともに優秀で勉学に意欲があり、かつ経済的理由により修学が困難であると認められる者

3 募集期間（願書受付期間）

2019年11月5日（火）～11月18日（月）17:00 学生課窓口【厳守】

4 出願書類

- (1) 奨学生願書：「一般奨学生・・・様式1」
「留学生奨学生・・・様式2」
- (2) 本人の所得証明書：
 - ①平成30年分の市区町村発行の**所得証明書**（平成29年分は認められません）
 - ②アルバイト収入、奨学金収入、その他の収入を証明するもの
- (3) 誓約書
※提出書類は名桜大学ホームページからダウンロードして下さい。
学生課奨学金窓口では配布を行いません。

5 選考基準

「名桜大学大学院奨学金規程」による。

6 採用決定通知

採用の可否は、12～1月中に本人宛に通知する。

7 奨学金の交付

奨学金の交付は、奨学金の授与式から一週間以内に誓約書に記載された奨学生本人名義の銀行口座に振り込む。

8 応募書類の提出、問い合わせ先

学生課学生サポート係

電話：0980-51-1057

※応募書類及び各種証明に伴う添付書類につきましては、本申請の審査の参考とする目的以外には使用することはありません。

※提出期限を過ぎた書類の提出については、一切受け付けません。

※不明な点は学生課に相談して下さい。

[応募に当たっての留意事項]

名桜大学大学院奨学金規程 一部抜粋

(身分の取消)

第11条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会の議を経て奨学生の身分を取り消すことがある。

- (1) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (2) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (3) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき。
- (4) 休学又は除籍・退学・懲戒処分を受けたとき。
- (5) 傷病等により、成業の見込みがないとき。
- (6) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(奨学金の返還)

第12条 奨学生が前条の規定によりその身分を失ったときは、当該年度に支給した奨学金の全額又はその一部を返還させることができる。